

# こどもたちが 被害にあわないために



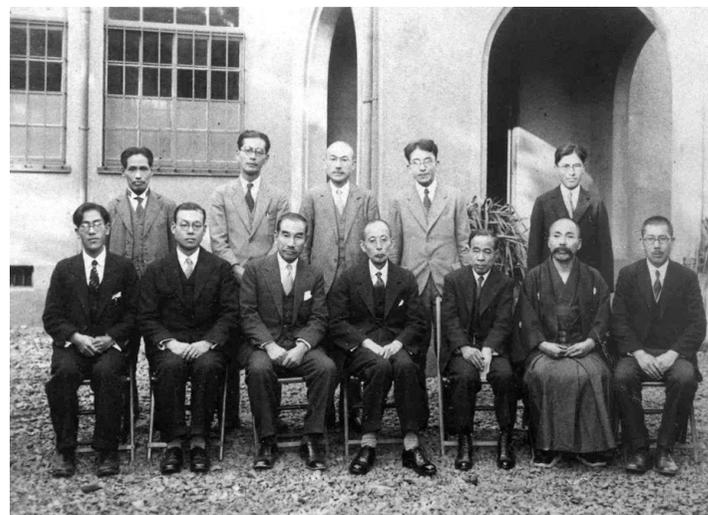
日本知的障害者福祉協会  
副会長 北川 聡子

## — 日本知的障害者福祉協会の沿革 —

本会は、昭和9年10月22日に「日本精神薄弱児愛護協会」として創立され、昭和42年8月8日に財団法人、平成25年4月1日公益財団法人の認可を得ています。

◆昭和9年10月22日 「日本精神薄弱児愛護協会」 創立  
昭和9年、全国の8施設（瀧乃川学園、藤倉学園、筑波学園、桃花塾、白川学園、カルナ学園、八幡学園、小金井学園）が集まって、当協会の前進である「日本精神薄弱児愛護協会」が創立された。初代会長は日本で最初の知的障害児施設、瀧乃川学園を創設した石井亮一（1867～1937）であった。

- ◆昭和24年5月29日 「精神薄弱者愛護協会」 に改称
- ◆昭和30年1月20日 「日本精神薄弱者愛護協会」 に改称
- ◆昭和42年8月8日 財団法人認可 「財団法人日本精神薄弱者愛護協会」
- ◆平成10年4月1日 「財団法人日本知的障害者愛護協会」 に改称
- ◆平成12年5月29日 「財団法人日本知的障害者福祉協会」 に改称
- ◆平成25年4月1日 公益財団法人認可  
「公益財団法人日本知的障害者福祉協会」 現在に至る



日本精神薄弱児愛護協会創立総会  
（於瀧乃川学園本館前）

後列左から、  
戸所芳一・沢田広憲・浅田直武・藤本克己・  
板橋章雄  
前列左から、  
長野幸雄・林蘇東・岩崎佐一・石井亮一・  
川田貞治郎・岡野豊四郎・久保寺保久

— 目的と活動 —

会員施設・事業所 —事業形態別構成数—

本会は、知的障害者の福祉の増進を図ることを目的としています。主な活動は下記のとおりです。

- ◆ 知的障害福祉に関する政策提言・要望
- ◆ 知的障害福祉に関する調査研究
- ◆ 知的障害関係施設・事業所職員の養成と研修
- ◆ 知的障害関係施設・事業所職員の資質向上に資するセミナー、研修
- ◆ 知的障害児(者)福祉思想等の広報・啓発
- ◆ 災害支援活動

事業形態	構成数《令和3.3.31現在》
《児童》	
障害児入所支援	224
通所型支援事業	465
《成人》	
生活介護	2,192
就労移行支援	15
就労継続支援A型	39
就労継続支援B型	463
自立訓練(宿泊型)	16
多機能型事業所	1,341
施設入所支援(再掲)	(1,615)
グループホーム	976
相談支援	516
就業・生活支援センター	46
訪問系	106
地域活動支援センター	54
その他	15
計	6,468

# 10年前から年1・2回行っていた性教育

## 目的

- 1 性のことは互いのリスペクトのなかで行う行為
- 2 命の誕生は奇跡ちかいこと
- 3 自分と人を大切にすることは身体を大切にすること  
プライベートゾーンの学び
- 4 大人と一緒に学ぶ

## もしも被害にあったら—子どもと大人は

「辛い事だから、こどもは悪くないから、  
ここにいる大人に伝えてね。

嫌だったとっていいんだよ。」

一緒に話を聞いた大人は、

もし子どもから被害の話を聞いたら

怖い思いをして辛いのはこども

大人は決して本人を責めないで、

「よく話してくれたね」と伝えてほしい。

# それでも実際にあった被害

被害

性教育を受けた中学生の女の子

**暗い帰り道で知らない人に抱きつかれて  
身体を触られる**

→一緒に学んだ母にすぐに伝えることができたため  
クリニックで心のケアにつながった。

# 実際にあった被害

## 被害

### 不登校のこどもが他機関であった性被害

(性教育をうけていなかった)

→かなりつらいこと伝えるのは難しい。  
時間がたってから母に伝えて発覚した

→加害者は有罪判決となったが、その後同じ地域に住んでいる。家族は不安を持ちながら生活している。警察などで何度も証言しなければならないことも負担が大きかった。

# 私たちは性教育 年1・2回ではダメ

性教育が年1.2回では  
足りない  
また障害児は被害にあいやすい  
日常的に行う必要がある。

# 子どもたちへの実際の実践の取り組み

月

火

水

木

金

毎週水曜日は  
法人の小学生以上に対して  
プライベートゾーンの大切さを  
絵を使って学んでいる

- 知識・スキルを身につける
- 「ノー」という練習
- **大人に助けを求めていい**
- 児童間性暴力の防止

# 子どもに伝えつつ、一緒に学ぶ 職員のリスクマネジメントにもつながる

現状、働く職員が性犯罪の前科等があるか確認できない。  
そのため、被害者／加害者をつくらない性的被害を防止する取り組み

1. 子どもと一対一にならない
2. 乳幼児であっても、男性は女の子の排泄の介助はしない
3. 携帯電話は支援現場に持ち込まない
4. お昼寝では一緒に横にならない

などのルールを取り決めて対応しているが…

やはり、性犯罪者を保育現場に入らないようにする仕組みは必要

性犯罪は再犯率の高いアディクションなので、治療が必要である。治療が必要な方は、こどもの支援者にならない工夫が必要。現場だけでの予防は難しい。

こどもにとって深い心の傷となる。関係者も含めた意識改革、予防教育を位置づけていかなければいけない。

また被害後のケアの在り方や自分が悪かったと思わないような周りにいる関係者の対応への知識も必要。学校、保育園、児童会館、放課後等デイ、ベビーシッター、スイミング、習い事、子ども食堂、子ども会でも性被害は起きている。このような場所もDBSの対象としてほしい。また、こどもを連れて警察、婦人科、検察で何度も話すことになる。裁判になると職場に言えないまま仕事を休む。子どもを支える家族の心のケアも必要。

ご清聴ありがとうございました